

番号	1
項目	9月末の回答からの変更内容と変更理由、経緯について説明するよう福祉局に求ること。
(回答) 上記要請につきまして、要請書の受領後速やかに当区から福祉局に対し、申し伝えいたしました。	
担当	住吉区役所保険年金課 電話：06-6694-9946

番号	2、5
項目	<p>2. 昨年度より所得減少減免で自営業者の即時適用が新設されたが、あまりに利用が少ない実態がある。即時適用を活用する立場に立きり、制度周知や制度改善を行うこと。</p> <p>5. 減免申請に必要となる収入状況申告書は、事実発生（収入減少）月と申請月の組み合わせによって記入が必要となる月数が3カ月から9カ月分まで異なるうえに、売上げと仕入金額は、申請月までの実績と以降の見込みを書くが、経費（19科目）額は年額から算出した月平均額を書くなど、記入方法が複雑で、分かりにくい。申請者と区職員に多大な負担を押し付ける運用は直ちに見直し、堺市や東大阪市にならって分かりやすく簡素な様式に改めること。</p>
(回答)	
減免制度につきまして、本市おきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っているところです。	
制度周知の手法等につきましては、今後とも、より被保険者にとって分かりやすいものとなるよう努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7997

番号	3、4
項目	<p>3. 大阪市は府下33市で唯一、所得確認資料として全項目記載の収支内訳書を必須とする運用を行っているが、その根拠となる法令や規則、要領、文書を示すこと。</p> <p>4. 所得確認資料として全項目記載の収支内訳書を必須とする運用は直ちに見直し、申請者が作成した集計表や帳簿など所得が確認できる資料で認めること。年齢や経済状況、営業・生活実態等により市の求める資料に対応できない場合も少なくないことから、一律・機械的な運用はやめ、申請者の実態、悩みに寄り添い柔軟かつ丁寧な相談を行うこと。</p>
(回答)	
所得減少減免の申請にあたっては、所定の減免申請書のほか、所得が減少する原因となる事実が確認できる書類及び減少後の見込所得の見積りに関する書類を提出いただいています。	
国民健康保険の保険料は、地方税法等の法令の定めるところにより算出した所得に対して賦課することとされているところ、減少後の見込所得についても、それらの法令に基づく計算方法等により見積もっていただく必要があります。	
このため、事業所得又は不動産所得を有する場合の所得減少減免の申請にあたっては、減少後の見込所得を見積もっていただく際に作成することになる書類として、基本的に青色申告決算書又は収支内訳書を提出いただくこととしています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7997